



今号のみお人

弁護士

松 浩司

Koji Matsu

弁護士は、ご依頼者様があつてこそ成り立つ仕事です。そのため、知識が豊富なだけでなく、人当たりの良さや物腰の柔らかさが必要であり、私も気さくで話します。

余計に心に残る経験となつた次第です。
決してお礼の品の有無だけを言つてゐるわけではなく、お礼の品をくださつたご依頼者様がかなり口下手な方だつただけに、

暑い日が続いておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。
私事ですが、当事務所に入所して早くも1年半が過ぎました。日々、さまざまな経験をさせていただいておりますが、その中で、今日は2つの体験をご紹介したいと思います。

1つ目は、若輩者ながら、大阪弁護士会の会派の、今年度のゴルフ部会幹事を拝命したことです。

ゴルフ部会の幹事は、約500名の弁護士が所属する会派活動の一環として、コンペ企画するのが好きな性分ですので、幹事の仕事 자체とても楽しく、やりがいを感じるのですが、それ以上に、他事務所の先輩弁護士や同期との繋がりができたという事で、私は元来、さまざまなイベントを企画するのが好きな性分ですので、幹事の仕事自体とても楽しく、やりがいを感じるのですが、自分にとって大変大きな財産になつています。会派活動に参加されている先生方が、頭脳優秀なだけでなく、人格的にも大変優れた方が多いと感じます。

やさしい弁護士であるよう心掛けたいと思っています。

2つ目は、先日初めて、受任案件が無事に終了したご依頼者様から、お礼の品を頂いたということです。

事件を受任した弁護士は、いわば、法的トラブルの中に自ら入っていくわけですから、ご依頼者様の利益を最大限追及する

ことはもちろんのこと、自分自身が責任追及を受けないよう、しっかりとリスク管理をしなければなりません。弁護士という職業は、それほど緊張感が必要であり、ある意味では危険を伴う職業であると痛感しています。

しかし、その一方で、とてもやりがいを感じる職業であるともいえます。そして、考

えに考え抜いて戦った結果が、申し訳ないことに不甲斐ないものであつたときでも、ご依頼者様に「ありがとう」の一言を頂けただけ、心の中のもやもやを晴らしていただける、そんな経験ができる仕事でもあります。

最高裁判所判決のご報告

「大阪市固定資産税事件」



代表弁護士
伊藤 勝彦
Katsuhiko Ito

令和2年3月24日、私が担当した「大阪市固定資産税事件」の最高裁判所判決が言い渡されました。

「大阪市固定資産税事件」とは

大阪市は、昭和53(1978)年から平成10(2004)年までの間に建てられた市内のビルに対し、国の基準とは別の独自の基準に基づいて固定資産税を課税してきました。

これに対して、大阪市内の建物所有者が税金の取り過ぎだと賠償を求めて裁判を起こし、最高裁まで争った結果、大阪市の独自の基準の違法性が認められ、大阪市の敗訴が確定しました。ところが、同じように、大阪市の独自の基準による固定資産税を巡り大阪市を訴えた裁判においては、1審も2審も、建物が建てられて最初に固定資産税が算定されたのが20年以上前であつたため、民法の「除斥(じょせき)期間」という規定に基づいて請求権が消滅したと判断し、原告の訴えを退けました。

これに対し原告は、「固定資産税は完成時だけではなく毎年課税されるのだから、そのたびに違法な規準に基づく不法な課税が行われており、除斥期間は適用されない」として最高裁に上告しました。

「大阪市固定資産税事件」の最高裁判決の内容

今回の最高裁判所判決の要点は、除斥期間の起算点である「不法行為の時」がいつであるかについて、「当該年度の固定資産税等に係る賦課決定がされ所有者に納稅通知書が交付されたとき」と判断したことです。つまり、毎年の誤った金額での納稅通知書の交付が、毎回「不法行為」であつて、毎年その時点から除斥期間が始まると言いました。

原審の大坂高等裁判所は、この「不法行為の時」を「新築時の納稅通知書交付の時」と判断し、新築時の納稅通知書交付から20年の除斥期間経過としましたが、最高裁判所はこの点を誤りとして高裁判決を破棄しました。

大阪市の対応について

ところで、大阪市は、令和2年2月21日報道発表資料^{*}において、最高裁判所決定(本件とは別事件)を受けて、対象建物の評価

額の再計算を行い、払い過ぎの固定資産税等の還付を行うと表明しました。そして、見直しの対象を次のように推計しました。

- ・還付対象建物／約6000件
- ・対象納稅者数／約3万人
- ・影響額／約16億円

この推計は、昭和53年から平成10年までに建築された建物は過去5年分、平成11年から平成16年までに建築された建物は過去20年分を返還することを前提にしています。

「昭和53年から平成10年までに建築された建物」について、20年分ではなく5年分のみしか還付されないのは、新築後初回の納稅通知書交付から20年の除斥期間が経過したので20年分の還付は不要、地方税法に基づいて5年分のみを還付するとしたのである。

今回の「大阪市固定資産税事件」の最高裁判所判決を前提とすれば、改めて推計を行う必要が生じます。すなち、昭和53年から平成10年までに建築された建物も、平成11年から平成16年までに建築された建物も、過去20年分の還付が必要となります。

大阪市からは、今回の最高裁判所判決を受けた報道資料発表がなされると思いますので、注目したいと思います。

担当弁護士からのコメント

大阪市は今回の判決を受けて、自主的に還付すると表明しています。そのこと自体は素晴らしい判断で事件を担当した弁護士として敬意を表したいと思います。

還付を待つまでの間も、各期の除斥期間は進んでいることに注意が必要です。2年待たされた結果2年分が除斥期間で消滅してしまったということであれば、納稅者が気の毒です。

当然のことながら、還付には遅延損害金の加算も必要です。20年の間に売買や相続などによって所有者が変更することもあるでしょう。各年度に固定資産税を納付した方が払い過ぎ分の還付請求ができます。

今回の判決を通じて、適正な課税が実現し、納稅者間の公平が保たれることを期待します。

[参考URL]
<https://news.yahoo.co.jp/byline/aizawafuyuki/20200324-00169534/>

令

和2年7月10日から、「自筆
証書遺言の保管制度」が始
まります。今回はこの新制
度について詳しく解説します。

自筆証書遺言とは



特集
Special Feature

遺言書保管制度に まつわるお話

遺言者が、その全文と日付及び氏名を自署し、これに押印する方法により作成する遺言書です(ただし、平成31年1月13日以降は遺言書に添付する財産目録についてはパソコンで作成あるいは通帳のコピー等を添付し、全ページに署名押印すれば、自筆で作成しなくてかまいません)。

公正証書遺言(公証役場で公証人と証人が立ち会いの下に作成する遺言書)の費用がかかることになりますので、誰もが簡単に選べる選択肢ということにはならないと思われます。

なお、遺言書の保管の申請には1件あたり3900円の手数料(収入印紙で納付)が必要になります。

る、あるいは専門家や信託銀行に依頼して預かってもらう等の方法がありました
が、それぞれ、次のような問題点が指摘されています。

自筆証書遺言を自宅で保管した場合

専門家や信託銀行に保管を依頼した場合は、紛失や未発見等の事態になることはほとんどありませんが、長年にわたって管理

そもそも遺言者の死亡後は、相続人全員の合意がないとこの貸金庫を開けることができません。厳重に管理すること意味においては貸金庫で保管すること自体は良いのですが、せっかく準備した自筆証書遺言が開封される前に、相続人が逆の状況になってしまって、相続人間で大きな紛争が生じる恐れがあります。

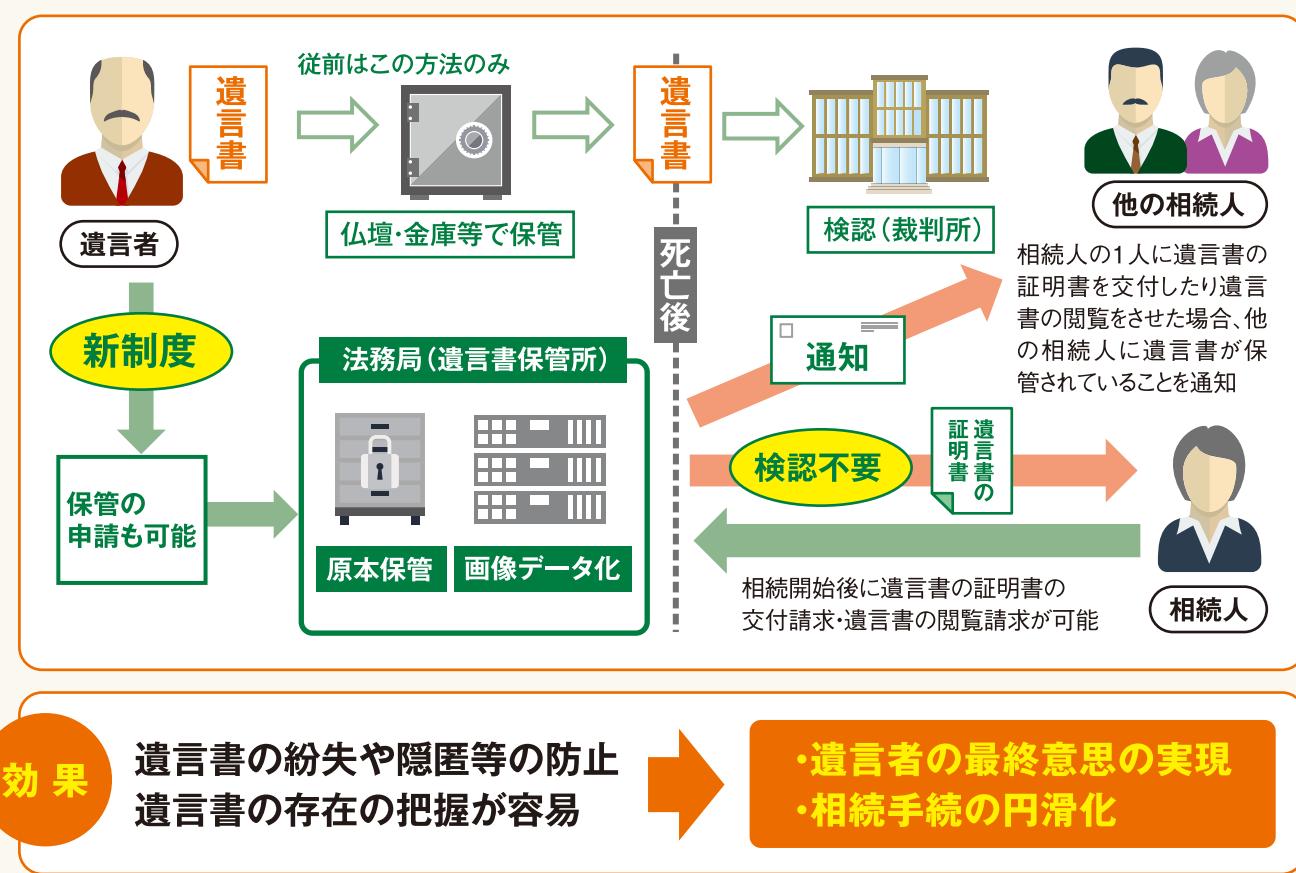
一方、自宅で保管することを相続人に伝えたい場合でも問題はあります。その相続人が、自分だけが存在を知っていることを利用して、この自筆証書遺言を自分に都合の良いように改ざんしたり、他の相続人に存在を隠したり、場合によっては自筆証書遺言を廃棄してしまうケースです。このようなケースでは、その後、自筆証書遺言の有効性や存否をめぐって、相続人間で大きな紛争が生じる恐れがあります。

自筆証書遺言の管理制度とは

このように、自筆証書遺言の保管には多くの問題が指摘されていましたから、これらに対応すべく新設されたのが、自筆証書遺言の管理制度です。

自筆証書遺言の管理制度では、自筆証書遺言を作成した遺言者が、遺言者の住所地・本籍地・不動産の所在地を管轄する、遺言書保管所に指定された法務局へ、自ら出頭して申請します。代理人が遺言者に代わって保管の申請手続をすることはできません。この際、自筆証書遺言と申請書を提出すると、法務局が、自筆証書遺言の法律上の要件を形式的に満たしているのかを確認し、原本を保管するとともに、その画像をデータ化して記録することになります。

○法務局における自筆証書遺言に係る遺言書の管理制度の創設



※法務局ホームページより引用

業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや、仕事を与えないことがこれに当たります。成立する犯罪は…、思いつきませんでし
た(笑)。

能なことの強制、仕事の妨害等がこれに当たります。単に仕事を押し付けるだけで犯罪は成立しませんが、たとえば「やらなければ社長との不倫関係を言いふらすぞ」などと脅迫して、明らかに業務上不要なこと（上司の肩たたき等）を押し付けた場合、「強要罪」が成立します。



下のQRコードから
バックナンバーを
ご覧いただけます

<https://www.miolaw.jp/>

5 過小な要求

業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害等がこれに当たります。単に仕事を押し付けるだけで犯罪は成立しませんが、たとえば「やらなければ社長との不倫関係を言いふらすぞ」などと脅迫して、明らかに業務上不要なこと（上司の肩たたき等）を押し付けた場合、「強要罪」が成立します。

4 過大な要求

隔壁 仲間外し 無視等がこれに当たります。仲間外しや無視が犯罪になることは想定できませんが、たとえば意に沿わない労働者を別室に隔離して鍵を閉めてしまったり、威圧して別室から出てこられなった場合、「監禁罪」が成立する可能性があります。

3 間隔保たせに難

人間関係かくつの切つ離

6
假
假
言

私的なことは過度に立ち入ることかこ
れに当たります。たとえば、職場外でも労
働者の監視を継続する、私物の写真撮影
をする、機微な個人情報を暴露するなど
です。プライバシー権侵害 자체が犯罪にな
ることはありません。ただ、個人情報の暴
露等によって社会的評価が下がるような
場合は「名誉毀損罪」が成立しますし、監
視がつきまとい等に及ぶと「ストーカー規
制法違反」となります（職場外のことです
ので、そもそもパワハラの要件から外れる
とも思われます）。

以上、パワハラが犯罪に当たり得ること
について解説しましたが、重大な結果が生
じていない場合、実際に刑事案件に発展す
る例は非常に少ないです。また、被害を受
けたからといって「刑事案件にされたくな
れば金を払え！」と要求しないでください
いね。そんなことをすれば、あなたが「恐喝
罪」に問われる可能性があります。

リレー式コラム

ハワハラがなされた場合、被害者は、加害者や会社に對して責任を追及することになります。また、会社としては、再発防止職場環境の改善に向けた措置が求めらることになります。

罰愛させていただきますが、セクハラやアラハラと同じく、職場においてパワハラの防止措置を講ずるよう事業主に義務付されたことがポイントです。

1 身体的な攻撃

性すらもあります。以下では、厚生労働省が掲げた6つのパワハラの行為類型について、それぞれパワハラが犯罪となるかどうかを簡単に解説します。



倉田・北名弁護士の刑事事件入門



パワハラについて (パワーハラスメント)

(パワーハラスメント)

A portrait of a young man with dark hair, wearing a dark suit jacket, a white shirt, and a dark tie. He is smiling at the camera. The background is a plain, light blue color.

弁護士
北名剛
Tsuyoshi Kitamyo

Tsuyoshi Kitamyc

冊子が皆様のお手元に届く頃には、新型コロナウイルスの感染が終息に向かっていることを願います。また、罹患された方々や困難を強いられている方々におかれましては、一日も早く元の平和な日常に戻りますことをお祈りいたします。

令和2年4月は、実務上とても重要な法（債権法）の改正、働き方改革関連法の一
部施行（いわゆる同一労働同一賃金や時間
外労働の上限規制の追加）、配偶者居住権
の創設、屋内喫煙規制（新春号で取り上げ
ました）が特に重要です。中でも民法改正
は、120年ぶりの大改正といわれています。
従前の契約書を修正せずにそのまま使
い続けると、契約条項が一部無効となつて
しまうこともありますので、事業をされ
ている方はご相談いただければと思います。

リレー式コラム

事務局通信

こんにちは。大阪事務局です。

暑い日が続くと、夏バテして食欲がなくなってしまうという方にも、全然そんなことないよという方にも、今日は韓国料理をご紹介したいと思います。

まず最初にお勧めしたいのは、「ヤンニョムチキン」です。甘辛いヤンニョムソースを絡めたフライドチキンになります。お店で頼むとソース多めで出てくるので、たっぷり付けて食べるのがお勧めです。私は、お店に行つたときは絶対注文してしまいます。ビールや焼酎にも合いますよ。

ヤンニョムチキン

次のお勧めですが、日本人なので、やっぱりお米が食べたくなりますよね。でも、夏だから温かくないとい

し、量もそんなに…というときにぴったりなのが「キンパ」です。簡単に言うと韓国風のり巻きです。具は、卵や牛肉・さまざまな野菜を味付けして炒めたもので、何度も食べたく

なります。ハート形に盛り付けているお店もあり、見た目も楽しめます。

最後にご紹介するのは、「トッポッキ」です。これは棒状のピリ辛お餅です。おやつにも食べられているくらい、手軽な食べ物で、さつま揚げや野菜やお肉と炒めて、唐辛子味噌を加えて仕上げられています。最近ではインスタントのものも売っているので、気になつて貰つて食べてみました。具はお餅だけでしたが、モチモチしていて、ちょうど良い量で、もうおいしかったです。

キンパ

トッポッキ

三種類の韓国料理をご紹介しましたが、興味が湧いたものはございましたか？最近いろいろな所に韓国料理のお店があります。見かけられた際は是非とも気になつたものを食べてみてください。

企業様向けオンラインサービス

「Web Lawyers」 のご紹介

「Web Lawyers」とは

当事務所では、2020年3月から、法人や個人事業主の皆様に向けたオンラインサービス「Web Lawyers（ウェブ・ロイヤーズ）」をスタートしました。「Web Lawyers」は、当事務所にご来所いただかなくても、オンラインで法律相談ができるサービスです。

「Web Lawyers」での オンライン法律相談の進め方

オンライン法律相談は、Whereby（ウェアバイ）やMicrosoft Teams（マイクロソフトチームズ）といった無料で利用することのできるウェブ会議（テレビ会議）ツールを活用してご提供しています。

例えば、大阪本社で勤務をするAさんと、神戸支社で勤務をするBさん、テレワークにて滋賀県の自宅で勤務をするCさんが、共同で検討している新規プロジェクトについて、当事務所の弁護士に相談されるとします。

従来の法律相談ならば、Aさん、Bさん、Cさんが、大阪事務所にそろってご来所されることが一般的でした。しかし、この方法では、BさんやCさんは、遠方からの往復を余儀なくされてしまいます。

一方、オンライン法律相談は、あらかじめ調整した時刻に、それぞれがノートPCとWebカメラを用意して、ウェブ会議ツールに同時にアクセスすることで、当事務所の弁護士と、Aさん、Bさん、Cさんが、オンライン上で打合せを行います。Bさんは神戸支社から、Cさんは滋賀県の自宅から、他の仕事の合間に打合せに出席することができます。

「Whereby」による オンライン法律相談

Whereby（旧appear.in）は、利用者それぞれがアカウント登録をしたり、ソフトウェアをダウンロードしたりしなくとも、URLを共有するだけで、気軽にウェブ会議を利用することができるツールです。

ウェブ会議の最中に、PC画面上の資料を共有したり、チャットでやりとりをしたりすることもできます。Wherebyは、「ちょっと打合せをしたい」を容易に実現することのできるツールです。

「Microsoft Teams」による オンライン法律相談

Microsoft Teamsは、企業様ごとに「チーム」というグループを設定して、ウェブ会議、チャット、資料共有を自由に行うことができるツールです。現在、裁判所でも活用されています。

Microsoft Teamsの一番のメリットは、Wordファイルを会議中に共有して、共同編集をしながら打合せを進められる点です。例えば、契約書作成のご依頼をいただいた場合には、当事務所の弁護士が作成した契約書案をウェブ会議中に共有し、共同編集機能でお互いにコメントを挿入したり、その場で内容を修正したりしながら、スムーズに打合せを進めることができます。

また、共同編集したファイルは、Microsoft Teams上に保存され、打合せ後にいつでも参照することができますので、メールでのやりとりにありがちな「最新のやりとりをした後のファイルがどのメールに添付されているのか分からず」問題を防ぐことができます。



サービス統括弁護士のご紹介

弁護士 石田 優一

兵庫県弁護士会所属 68期
登録番号:53402
情報処理安全確保支援士
(登録情報セキュリティスペシャリスト, 登録番号:002214)
応用情報技術者
社会保険労務士試験合格



オンライン法律相談を サービス化したきっかけ

私が所属する神戸支店では、2年前から、支店サイトを通じて、AI・IoT法務、労務管理、個人情報保護に関連した最新情報を主なテーマに、企業の皆様に向けたコラムを定期的に配信していました。すると、神戸市内や兵庫県内の企業様のみならず、全国の企業様からも、コラムへのアクセスをいただくようになりました。

このような経験から、私は、支店サイトのコラムで配信してきたような最新の法務分野を、神戸支店の周辺地域の皆様のみならず、「全国の幅広い地域の皆様にあまねくご提供したい」という構想を抱くようになりました。

そして、このような構想を他の弁護士と共有し、意見交換しながらサービス内容を具体化し、約1年間にわたる検討を経て、この度、「Web Lawyers」という形でサービスを実現することができました。

私が考える オンライン法律相談の魅力

オンライン法律相談は、地域の枠を超えて、全国の企業様に幅広くサービスをご提供することができます。全国をターゲットにサービスをご提供するということは、全国各地の企業法務を扱う多数の弁護士との競合の中で、独自の魅力あるサービスを展開していかなければならないということでもあります。

「Web Lawyers」は、常に最新の企業法務に関する情報を研究し、全国の企業の皆様に、独自の魅力あるサービスを展開することをモットーにしています。

オンライン法律相談は、「遠隔地をつなぐ」ことにとどまらず、法務サービスの質を高め、企業様に「よりよいサービス」をご提供するためのツールになると考えています。

テレワークの普及と オンライン法律相談

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、テレワークが注目を集めようになりました。それにより、自宅からでも気軽に法律相談を受けることのできるオンライン法律相談の必要性や有用性は、これまでよりも格段に高まっています。

常に時代のニーズを意識しながら、「Web Lawyers」を企業様にとって「より魅力あるサービス」にすることができるよう、今後とも邁進していきたいと思います。

「Web Lawyers」にご関心を お持ちいただいた方へ

「Web Lawyers」のサービスについては、こちらのサイト（<https://web-lawyers.net>）で詳しく紹介しております。サイトでは、サービス内容のご紹介のほか、企業様にお役立ていただける最新の法律コラムも定期配信しておりますので、ぜひ一度、下のQRコードからお気軽にアクセスしてみてください。



<https://web-lawyers.net>

セミナーのご案内

セミナーに関してご興味のある方は、どなたでもご参加いただけます。
事前予約制となります。その他、個別相談(初回30分無料)も大阪・京都・神戸事務所で随時予約を承っておりますので、お気軽にご連絡ください。



●おひとり様セミナー 無料

成年後見制度や財産管理、任意後見契約の利用方法、遺言書の活用などについて分かりやすく解説します。

日程	場所	時間
8月24日(月)	大阪	11:00
8月31日(月)	神戸	11:00
9月23日(水)	大阪	11:00
9月30日(水)	神戸	11:00
10月12日(月)	大阪	11:00
10月28日(水)	神戸	11:00

●民事信託セミナー 無料

信託の仕組みや活用方法を弁護士がお話します。
どなたでも参加していただける無料セミナーです。

日程	場所	時間
8月3日(月)	大阪	11:00
8月19日(水)	神戸	11:00
8月27日(木)	京都	17:00
9月1日(火)	大阪	11:00
9月16日(水)	神戸	11:00
9月24日(木)	京都	11:00
10月5日(月)	大阪	11:00
10月14日(水)	神戸	18:00
10月29日(木)	京都	11:00

●遺言書作成セミナー 無料

どうして遺言書が必要なのか、遺言書の種類や作成方法、もめない書き方などを分かりやすく解説します。

日程	場所	時間
8月20日(木)	大阪	10:00
8月26日(水)	神戸	11:00
9月11日(金)	大阪	10:00
9月23日(水)	神戸	11:00
10月8日(木)	大阪	10:00
10月21日(水)	神戸	11:00

●離婚セミナー(女性・男性) ワンコイン(500円)

離婚を考えている方や離婚協議の方へ、離婚問題についての戦略的な方法を解説します。

離婚セミナー(女性)		
日程	場所	時間
8月21日(金)	神戸	13:00
8月27日(木)	大阪	13:00
9月18日(金)	神戸	13:00
9月28日(月)	大阪	13:00
10月23日(金)	神戸	13:00
10月28日(水)	大阪	13:00

離婚セミナー(男性)		
日程	場所	時間
8月4日(火)	大阪	18:00
8月24日(月)	大阪	18:00
8月26日(水)	神戸	18:00
9月10日(木)	大阪	18:00
9月16日(水)	神戸	18:00
9月25日(金)	大阪	18:00
10月27日(火)	大阪	18:00

※上記セミナーに関する最新情報は、ホームページ(<https://www.miolar.jp>)をご確認ください。※参加者多数の場合は、人数制限をさせていただく場合があります。

みお綜合法律事務所からの重要なお知らせ

新型コロナウイルス 感染予防の取組みについて

当事務所では、新型コロナウイルスの感染予防対策を徹底して業務を行っております。

1 所内の除菌



2 備品の消毒



3 隨時換気



4 マスク着用



5 手指の消毒



6 体温の計測



7 時差出勤



8 ウェブ相談^{*}



*ウェブ相談はご相談内容によります。

当事務所の新型コロナウイルス感染症拡大防止策について

●WEBによるオンライン相談の実施(ご相談内容によります)、セミナーの個別相談対応

●各相談ブースに消毒用アルコールを設置
ご相談に際して使用をお願いしております。

●相談ごとの相談ブースの除菌と換気

ご相談の際に利用する相談ブースを使用する際にはプライバシーに配慮しながら扉を開閉することで密閉空間にならないようにしております。また、相談ブースを使用するたびにアルコール除菌シートによりデスク、文具などの除菌を徹底しています。

●マスク着用の徹底

全社員にマスクを配布し、マスク着用を徹底しております。

●時差出勤、在宅勤務

通勤に伴う社会的接触の減少、職場における密集の減少をします。

●毎日の体温計測の徹底

全社員が出勤前に体温計測の徹底をし、体調不良の社員には出勤を控えるよう指示しております。

在宅勤務や時差出勤によりお電話が繋がりにくいなど皆様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解ご了承を賜りますようお願い申し上げます。

当事務所としましては、新型コロナウイルス感染症終息の目途が立たない状況の中、感染症拡大防止に向けた社会的責務を果たしつつ、法律の力を必要とする方々へ充実したリーガルサービスを提供するという法律事務所の使命を果たしてまいりたいと考えております。

今

年のゴールデンウイークは久しぶりに身の回りの整理をすることにしました。いわゆる「断捨離」は2回目です。数年前この言葉が流行った時に「片付け術」なる本を片手に、必要なものと不要なものを仕分けて、古本や古着をリサイクルショップで買取つてもらいました。

私は、リサイクルショップをよく利用します。人気の本を定価より安く買うことができ、置き場に困る不要な本を買い取つてもらえるので便利です。買い取り価格に予想を超えた高値がつくと嬉しいし、逆に



リーガル サポート
インフォメーション リガサボ!

断捨離と リサイクルショップ(古物商)



行政書士
中塚 美佐子
Misako Nakatsuka

大切にしていた本が安価で買い取られてしまふと思うこともあります。そんなリサイクルショップで、買い取り価格がたとえ50円でも、店員さんから身分証明書の呈示を求められ「運転免許証のコピーを取ります」と言わされたときに、「(買い取り価格がたったの50円なのに)どうして身分証明書のコピーが必要なの?」と戸惑った経験がある方もいらっしゃるのではないかと思います。

実は、私たちもリサイクルショップで「古物営業法」に基づいた「古物」の取引をしていました。

「古物(いぶつ)」とは、一度でも取引されたことがある物品のこと。古物営業法において、美術品や衣類、時計や宝飾品、自動車や書籍、金券類など具体的に13品目が定められています。

そして、リサイクルショップを営業するためには、この古物営業法に基づく「古物商」という営業許可が必要で、営業所を管轄する警察に届出をします。

管轄が警察というのも意外ですが、古物の取引には盗難品などの犯罪の被害品が混入する恐れがあるため、古物営業法では、それを防止するための規定が設けられています。身近な規定として①「標識を掲示」(古物商の氏名又は名称を記載すること)(法第12条関係)、②相手方の身分を確認すること(法第15条関係)、③「不正

品の疑いがあれば警察に申告する」と(法第15条関係)、④「取引の記録をする」と(法第16条関係)等々です。

先にお話ししたように、お店で身分証明書の呈示を求められるのはこの古物営業法に則った古物の取引をしているからです。実際、私たちの法律を知らないでも何の問題もなくリサイクルショップを利用できていますが、その仕組みを知ることで、店頭で戸惑う手続きも、適正な取引のために必要なことだと納得でき、安心して利用することができます。

時代はひと昔前と大きく変わりました。3R(リユース・リデュース・リサイクル)という言葉があるように、ものを大切にするエコ化という意識が広く浸透したこと、リサイクルショップの需要は高まり、街中に多くのお店を見かけるようになり、インターネットでも気軽に利用できるようになりました。

リサイクルショップを営業する側にとっては、比較的容易に営業許可の届出ができるようになりますが、法令を遵守して営業することは堅実な経営のためにとても大切です。そして、利用する側も違法な取引をしないように、お互いがルールを守ることが安全な暮らしに繋がっていくと思います。

次号
予告
顧問税理士 西向が担当します。

読者プレゼント&
アンケートはがき

左の郵便はがきに必要事項をご記入の上、アンケートにご協力いただいた方、先着30名様に「みお総合法律事務所」オリジナルクオカード(500円相当分)や、澤田有紀弁護士が執筆した書籍(1冊)をプレゼントいたします。ふるってご応募ください!!

●プレゼント応募締切/
2020年9月30日(水)
※当日消印有効

差出有効期間
2021年12月
31日まで
切手をはさずに
お出しください。

料金受取人払郵便
大阪北局
承認
1959

郵便はがき
5 3 0 8 7 9 0
1 6 4

大阪府大阪市北区梅田3丁目1番3号
ノースゲートビル オフィスタワー14階

弁護士法人 みお総合法律事務所 行

編集後記

暑中お見舞い申し上げます。暑い日が続きますが、皆様はいかがお過ごしでしょうか。

今年は、元気を持て余した子どもたちとの『おうち時間』をいかに楽しむかを考えることが多くなり、植木鉢でトマトやバッショングルーツを育てたり、簡単なBBQセットを買ってペランピングに



弁護士 田村 由起

※今後、「MIO PRESS」の送付をご希望されない方は、お手数ですが、ご一報いただけますようお願いいたします。

キトリ線

連絡先	住所	お名前	フリガナ
	〒 一	()	

http://www.mio-press.jp